

# 能代市耐震改修促進計画



平成21（2009）年3月

秋田県 能代市

平成28（2016）年3月一部改定

令和3（2021）年3月一部改定

令和8（2026）年3月一部改定

## 目 次

第1	計画策定の背景及び目的等	1
1	計画策定の背景	
2	計画策定の目的	
3	計画の位置付け	
4	計画の期間	
第2	能代市で想定される地震の規模及び被害の状況	2
1	能代市で想定される地震	
2	被害想定対象地区	
3	被害想定結果	
第3	住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1	住宅の耐震化の現状と目標設定	
2	市所有特定建築物の耐震化の現状	
第4	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	5
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3	安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	
5	優先的に耐震化に着手すべき建築物	
6	重点的に耐震化すべき区域の設定	
第5	住宅建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	7
1	地震防災マップの活用	
2	相談体制の整備・情報提供の充実	
3	リフォームに合わせた耐震改修の誘導	
4	家具の転倒防止策の推進	
5	自治会等の連携策	
—資料編—		
	・ 特定建築物一覧表（耐震改修促進法）	
	・ 想定地震の位置と一覧	
	・ 能代断層帯 震度分布図	
	・ 能代断層帯 液状化危険度分布図	

### 1 計画策定の背景

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では、昭和56（1981）年の建築基準法改正による「新耐震設計基準<sup>※</sup>」以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7（1995）年法律第123号）が制定されました。

その後、平成16（2004）年の新潟県中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震による被害状況をうけ、建築物の耐震改修は全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、耐震改修促進法が改正されました。この改正により「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」（平成18（2006）年国土交通省告示第184号。）が示され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

これを受け、秋田県では平成19（2007）年3月に「秋田県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）」を策定しています。

本市においても平成21（2009）年3月に「能代市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、建築物の耐震化の促進に向けて取り組んできたところですが、全国各地で大規模な地震が相次いで発生し、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で建築された建築物に大きな被害が生じている現状を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、本計画の見直しを行いました。

### 2 計画策定の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人的被害及び物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保し、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

### 3 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を指針とし、災害対策基本法第42条に基づく「能代市地域防災計画」との整合を図り、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定するものです。

### 4 計画の期間

本計画の計画期間を5年間延長し、平成21（2009）年度から令和12（2030）年度までの22年間とします。なお、本計画は、耐震化の進捗状態や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行いながら推進していきます。

※ 昭和56（1981）年6月1日から施行された改正建築基準法による構造設計基準が「新耐震基準」です。一方、昭和56（1981）年5月以前の構造設計基準を「旧耐震基準」と呼びます。  
旧耐震基準で建てられた建築物は、新耐震基準で建築されたものに比べ、地震に対する安全性が劣っている可能性があります。

### 1 能代市で想定される地震

秋田県では、「秋田県地震被害想定調査報告書」（平成25（2013）年8月公表）において、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震に基づき、想定地震を設定しています。

また、東日本大震災がこれまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、独自に連動地震についても設定しています。なお、想定地震の発生確率は検討していません。

これらの計27パターンの想定地震のうち、本市に大きな被害を与える可能性のある地震として、本計画では能代断層帯を震源とする地震を想定するものとします。

#### 【想定地震の規模】

能代市の直下で市の西部を南北に縦断する能代断層帯を震源としたマグニチュード7.1の地震が発生した際には、能代地域では、ほぼ全域が震度6強以上となり、米代川南側には震度7の分布域が広がっています。また、二ツ井地域では、南北の山間部の一部を除いて震度5強以上となっています。

### 2 被害想定対象地区

先に想定した地震の規模及び震度により被害想定対象地区を能代市全域とします。

### 3 被害想定結果

想定地震による人的被害及び建物被害予測は、表1-1、1-2のとおりで、人的被害では、負傷者が約3千4百人、建物被害では、全壊、半壊ともに約1万3千棟と予想されています。

なお、予測は、被害が最も大きくなる「冬の深夜（午前2時）に地震が発生する」という条件下で行っています。

表1-1 想定地震による人的被害予測(出典：能代市地域防災計画)

死者数	負傷者		避難者数 (4日後)
	重傷	軽傷	
768人	885人	2,527人	25,509人

表1-2 想定地震による建物被害予測(出典：能代市地域防災計画)

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
12,798	12,525	30

### 第3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

#### 1 住宅の耐震化の現状と目標設定

令和5（2023）年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、市内の住宅耐震化の状況は表2-1のとおりとなり、居住世帯のある住宅総数20,340戸のうち、16,930戸（約83.2%）が耐震性を有していると推測されます。

現状のペースで耐震化が進んだ場合、令和7（2025）年度の耐震化率は84.7%と推測され、目標（令和7（2025）年度目標値：90%）に届いていません。

依然として震災時の被害が懸念される旧耐震基準の住宅は一定数在るため、5年後（令和12（2030）年度末）の住宅耐震化率は、引き続き90%とすることを目標とします。

表2-1 住宅の耐震化の状況（令和5（2023）年度末時点）（単位：戸）

区 分	住宅総数	S56以前の住宅		S56以降 の住宅	耐震性有 住宅数	耐震化率 （%）
			耐震性有			
木造戸建	16,200	6,519	3,226	9,681	12,908	79.7
木造戸建以外	4,140	411	293	3,729	4,022	97.2
合 計	20,340	6,930	3,519	13,410	16,930	83.2

（令和5（2023）年住宅・土地統計調査等より推計）

表2-2 住宅の耐震化率と目標値

項 目	令和7年度状況	令和12年度目標
耐 震 化 率	84.7%	90%

（令和5（2023）年住宅・土地統計調査等より推計）

【参考：国・県の目標値】

国の目標値—耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（国の基本方針 令和7（2025）年7月）

県の目標値—95%（県促進計画 令和8（2026）年3月）

## 2 市所有特定建築物の耐震化の現状

市の所有する特定建築物のうち、耐震改修促進法第14条第1号に規定する学校・体育館・庁舎・市営住宅などの特定建築物については、現状調査を参考とした場合、令和7(2025)年度末現在、市所有の特定建築物の耐震化率は表2-3のとおり、100%となっています。

なお、市所有の特定建築物に当たらない施設についても、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図るよう努めていきます。

表2-3 市所有特定建築物の現状(令和7(2025)年度末時点)

区 分	特定建築物総数				耐震化率 (%)	
		S56以前の建築物		S56以降 の建築物		耐震性有 建築物数
			耐震性有			
学 校	13	5	5	8	13	100.0%
庁舎等	3	1	1	2	3	100.0%
市営住宅	22	15	15	7	22	100.0%
老人ホーム、 福祉ホーム等	1	0	0	1	1	100.0%
集会所等 (文化会館)	1	1	1	0	1	100.0%
その他 (体育館)	6	1	1	5	6	100.0%
合 計	46	23	23	23	46	100.0%

表2-4 市所有特定建築物の耐震化率

項 目	令和7年度状況
耐 震 化 率	100%

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することになりますが、耐震診断及び耐震改修に必要な費用負担が、耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。

また、本市において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推測されることから、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を継続していきます。

更に、多くの旧耐震基準の木造戸建住宅が更新時期にきていることから、建替工事及び除却工事に対する補助制度を新たに創設します。

### 3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

市は市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、耐震診断等相談窓口を継続します。相談窓口や市ホームページでは、木造戸建住宅の耐震化に関することや簡易な耐震診断法の説明を受けられる体制を整備し、また、木造住宅の耐震診断・改修講習会受講者修了者名簿（秋田県）の情報提供等を行い、耐震化を行おうとする方が安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に引き続き努めます。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### (1) 窓ガラス、天井、外壁等の落下物対策

地震時における、建築物の窓ガラス飛散、大規模空間を持つ建築物の天井落下、外装タイルの剥落、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、建築物所有者等に情報提供を行い、日頃の点検の重要性を継続的に啓発していきます。

#### (2) ブロック塀、石塀等の倒壊対策

既存コンクリートブロック塀等の安全性を確保するために、必要な情報について市ホームページに掲載するなど所有者等に改善を促すよう、日頃からの点検を含め啓発していきます。

### (3) エレベーターなどの安全対策

近年発生した地震を踏まえて、建築基準法が改正され、新たに設置するエレベーターやエスカレーターについては、地震時管制運転装置の設置や脱落防止措置が義務づけられました。しかし、建築基準法改正前の旧基準により設置された「既存不適格」のエレベーターやエスカレーターが多く存在していることから、それらが設置されている建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知し、その重要性を啓発していきます。

また、市所有のエレベーターについても、財政状況を勘案のうえ改修工事を進め、引き続き耐震化に努めていきます。

## 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努めます。

- (1) 能代市地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 文教施設
- (3) 能代市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物
- (4) 昭和56(1981)年5月以前に建てられた木造戸建住宅

## 6 重点的に耐震化すべき区域の設定

能代市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。

### 1 地震防災マップの活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震防災マップの周知に努めます。

### 2 相談体制の整備・情報提供の充実

市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断法の説明を受けられる耐震相談窓口を継続し、「誰でもができる我が家の耐震診断」（日本防災協会）等の簡易な耐震診断方法の配付や市ホームページへの掲載に努め、啓発活動を行い、市民の防災意識向上に努めます。

### 3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるメリットがあります。

本市の相談窓口において、耐震改修の情報提供に努めます。

### 4 家具の転倒防止策の推進

地震発生時には、室内における家具の転倒による深刻な人的被害の発生や、避難・救助の妨げとなることが予想されます。地震による家具の転倒防止の重要性について、市ホームページ等を通じて周知し、自らできる地震対策の普及を図っていきます。

### 5 自治会等との連携策

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、地域の最小単位である町内会等自治会や建築士会への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援、連携を図っていきます。

## — 資 料 編 —

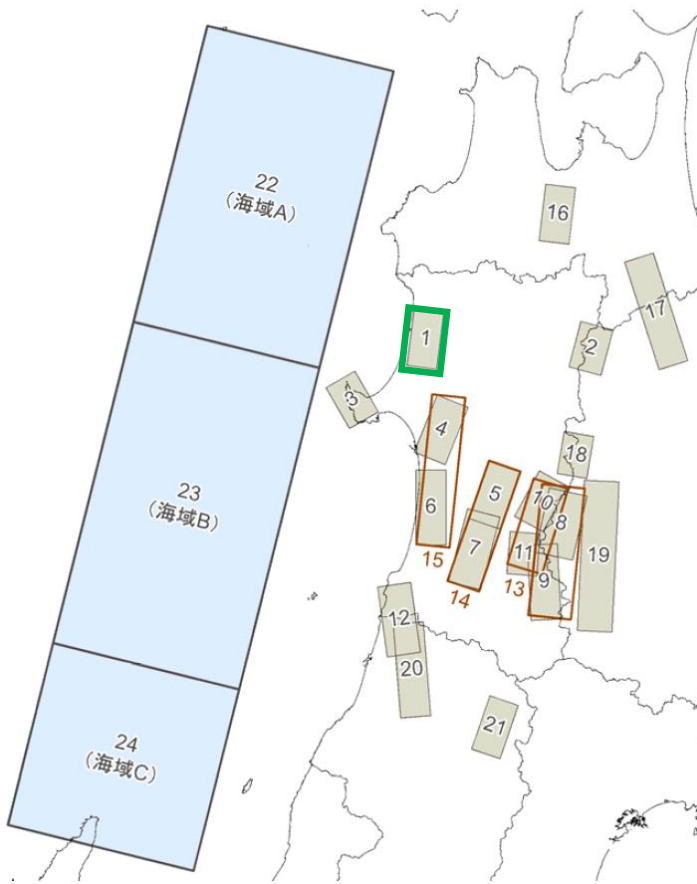
- 特定建築物一覧表（耐震改修促進法）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 想定地震の位置と一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 能代断層帯 震度分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 能代断層帯 液状化危険度分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

・特定建築物一覧表（耐震改修促進法）

用 途		法第 14 条 第 1 号、第 2 号	法第 15 条第 2 項	法附則第 3 条第 1 項 ※義務化対象は旧耐震 建築物
		特定既存耐震不適格建 築物の要件	指示対象となる特定既 存耐震不適格建築物の 要件	耐震診断義務化の対象 建築物の要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教 育学校の前期課程若しくは特別支援学 校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその 他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福 祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用 に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物				
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の 危険物を貯蔵、処理する 全ての建築物	500㎡以上

・ 想定地震の位置と一覧 (能代市地域防災計画より)

想定地震の震源域



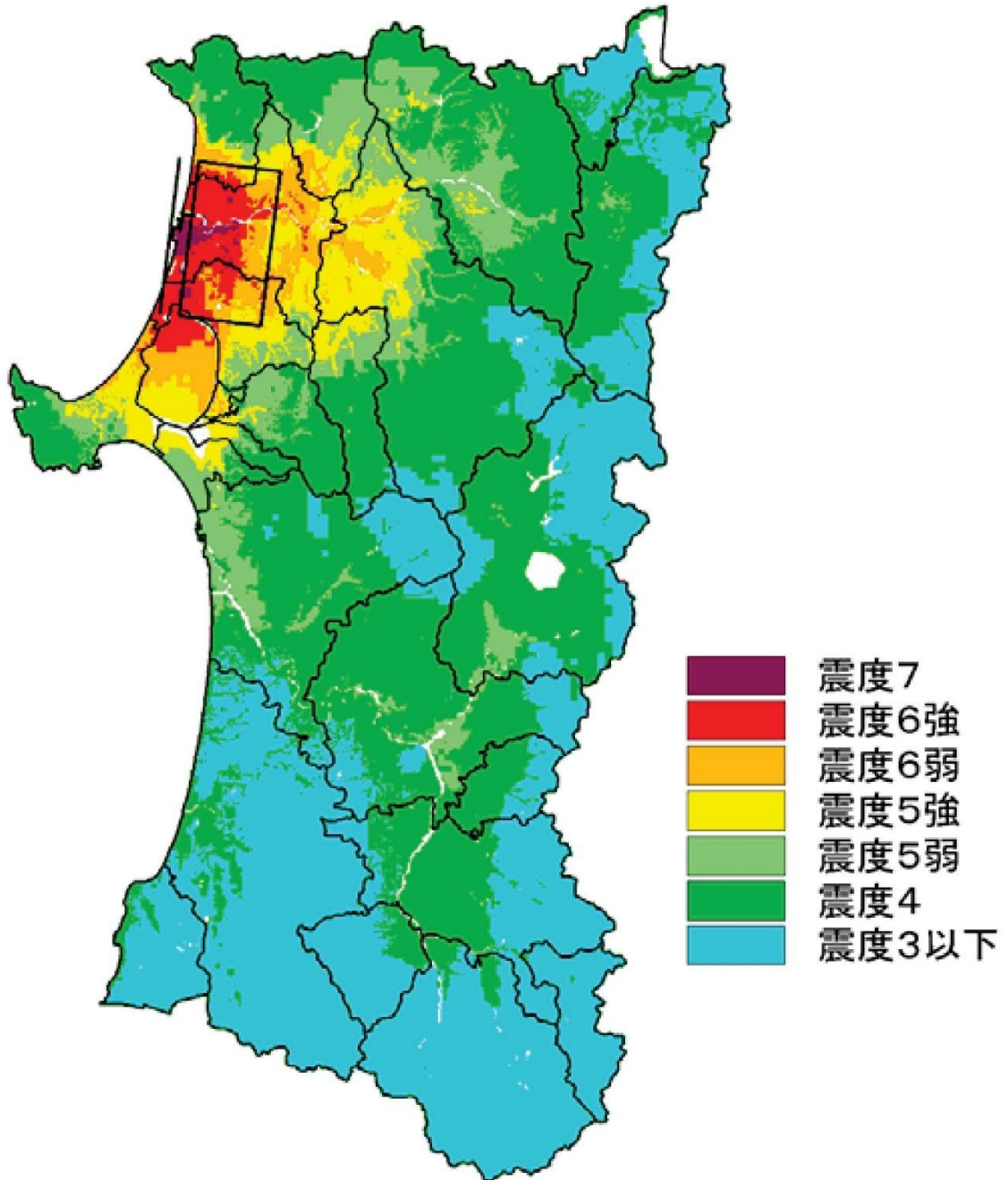
想定地震一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海城A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海城B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海城C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海城A+B連動	8.5	県独自
26	海城B+C連動	8.3	県独自
27	海城A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

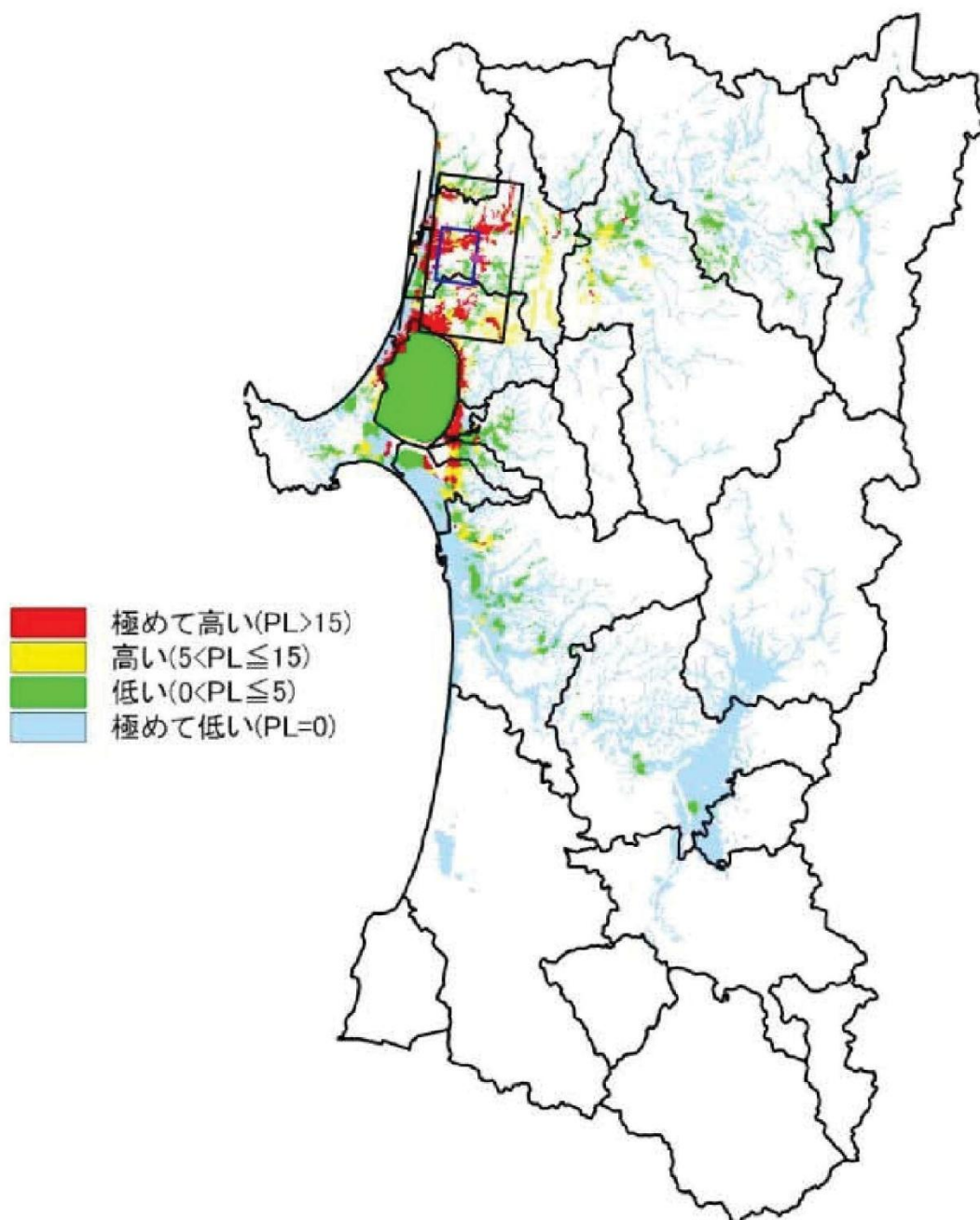
- 能代断層帯 震度分布図 (能代市地域防災計画より)

(1) 能代断層帯  
【M=7.1, 最大震度：7, 詳細法】



・能代断層帯 液状化危険度分布図 (能代市地域防災計画より)

(1) 能代断層帯 (M=7.1)



液状化危険度分布図

(□ : 断層位置、□ : アスペリティの位置、◆ : 破壊開始点の位置)  
液状化危険度の予測結果(能代断層帯 (M=7.1))